

大野小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月一部改訂

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいないという基本認識に立ち、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりに努めなければならない。そこで、家庭、地域社会、関係諸機関と連携しながら、いじめの防止・早期発見に取り組み、いじめがある場合は迅速かつ適切に対応することが大切である。

3 未然防止の取組

(1) 基本的な考え方

いじめを未然防止するには、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加できる学級づくりや授業づくりが大切である。また、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係や学校・学級風土を作ることが大切である。

(2) 行動計画

項目	取組
学級づくり	○当たり前の徹底：あいさつ、時間を守る、話の聞き方 ○言語環境の整備：さん・くん、敬語、とげとげしい言葉の禁止 ○美しい環境づくり：整理整頓、清掃の徹底 ○朝の会・帰りの会：友だちのよさを認め合う場の設定 ○学級みんなで遊ぶ時間の設定
授業づくり	○学習規律の徹底：「かがやき5」 ○一人一人が活躍できる場づくり ○グループエンカウンター ○個人差に応じたきめ細かな指導 ○特別支援教育の視点
人権教育 道徳教育	○人権週間の取組：人権学習、人権集会、太陽っ子人権宣言 ○心のきずなを深める月間（6月）の取組 ○「命を大切に作る心」を育む指導プログラム
縦割り班活動	○縦割り掃除 ○長なわ大会
保護者・地域への 啓発	○学校便り、学級便り、ホームページ ○道徳公開授業（自由参観デー） ○人権学習の授業参観 ○PTA教育講演会
教師の基本姿勢	○よさを認め、ほめ、励まし、伸ばすことを基本とした指導を行う。 ○小さな問題行動を見逃さず、毅然とした態度で指導する。 ○人権教育チェックリスト（月1回、月末）

4 早期発見の取組

(1) 基本的な考え方

いじめは大人にわかりにくい時間・場所・形で行われることを認識し、ささいな兆候にも疑いを持ち、その認知に努める。そのため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、ア

ンテナを高くもつ。また、アンケートや教育相談の実施により、訴えやすい体制を整える。

(2) 行動計画

項目	取組
日常の観察	○健康観察時の声・表情の観察 ○授業中、休み時間、登下校時の様子や表情の観察 ○日記などの点検
アンケート	○タマにゃんチェック（月1回、月終わり） ○熊本県心のアンケート（毎年1回、11月） ○子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）（毎年1回、11月）
教育相談	○教育相談週間（年2回、6月、11月）：アンケートをもとに面談
情報の共有	○児童を見つめる会（月1回、放課後）

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめを認知したり、通報を受けたりした場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(2) 行動計画

- ① いじめを認知した職員は、まず被害児童の安全を確保し、校長と教頭の双方に確実に報告する。
- ② 校長は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、役割分担とその後の対応策を決定する。
- ③ 基本的には、次ように対応する。

	いじめられた児童側	いじめた児童側
児童に対して	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・整理・分析を行う。 2 児童が安心して相談できる場を設定する。 3 児童を徹底して守る姿勢を示し、いじめを解決する決意を伝える。 4 児童の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。 5 養護教諭と連携し心のケアを行う。 6 校長は、必要があると認めるときはいじめられた児童が安心して学習できるよう、いじめた児童を別の場所で学習させるなどの措置をとる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・整理・分析を行う。 2 児童が落ち着いて自らの言動を振り返ることのできる場を設定する。 3 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。 4 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。 5 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。 6 校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき懲戒を加える。
保護者に対して	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭を訪問し、誠意を持って状況を正確に伝え家庭の協力をお願いする。 2 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。 3 その後の経過報告を密に行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭訪問や学校での面談によって、いじめの事実を正確に伝える。 2 一方的に話すことのないよう十分に配慮する。 3 いじめに対する正しい認識を促す。 4 いじめられた児童と保護者に対して誠意ある態度や行動をとるよう助言する。
他の児童に対して	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲の児童から見た情報の収集を行う。 2 いじめは決して許されないということ、傍観もまたいじめに荷担したことになるということを毅然とした態度で指導する。 3 いじめられた児童を集団として支える体制づくりを進める。 	

- ④ いじめが「重大な事態」と判断される場合の対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合は、市教育委員会へ速やかに報告し、協議の上、適切に対応する。

6 組織

(1) 校内いじめ防止対策委員会・心づくり部会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任

② 活動内容

- 未然防止・早期発見のための行動計画の作成
- アンケートおよび教育相談に関すること
- いじめ事案への対応と経過に関すること
- 計画・実践の評価と改善に関すること

(2) 校区いじめ防止対策委員会

① 構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任
PTA会長、PTA副会長、学校評議員

② 活動内容

- 未然防止・早期発見のための行動計画の承認
- アンケートおよび教育相談に関することの報告
- いじめ事案への対応と経過に関することの報告・検討
- 計画・実践の評価と改善に関することの報告・助言